

鹿 児 島 県 公 報

令 和 3 年 1 月 19 日 (火) 第 175 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 肥料の登録の有効期間の更新 (経営技術課取扱い) 2
- 県営土地改良事業の計画の変更 (農地整備課取扱い) 2
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (南薩地域振興局取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (2件) (北薩地域振興局取扱い) 3
(大隅地域振興局取扱い) 3

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 3

警 察 本 部 告 示

- 簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報 (警務課取扱い) 4

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 44 号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令 和 3 年 1 月 19 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 保安林予定森林の所在場所
大島郡天城町大字松原字竿津脇58番2・59番1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。), 60番7, 60番9, 字七曲61番 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的
潮害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び天城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第45号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1313号	令和9年1月19日	肉骨粉	牛肉骨粉（2号）	窒素全量 7.0 りん酸全量13.5	その他の制限事項は公定規格のとおり	有限会社 鹿児島油脂工業	日置市伊集院町寺脇87番地

鹿児島県告示第46号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（区画整理）第二面縄地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
令和3年1月20日から同年2月17日まで
- 縦覧場所
伊仙町役場耕地課

鹿児島県告示第47号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南大隅町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 作業の種類 公共測量（MMSによる画像データ計測及びレーザ点群データ計測）
- 作業の期間 令和2年12月22日から令和3年3月31日まで
- 作業の地域 南大隅町

鹿児島県告示第48号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年1月19日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年1月19日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	上屋久屋久線	熊毛郡屋久島町原字大峯下610番8地先から同町尾之間字持道上野588番6地先まで	前	9.2～19.4	346.3
			後	10.9～19.4	346.3

南薩地域振興局告示第 2 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 3 年 1 月 19 日

南薩地域振興局長 大山浩昭

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
居宅介護事業所 お元気ケアセンター加世田	南さつま市加世田 田村原二丁目17番地5	有限会社お元気 ケアセンター加世田	南さつま市加世田 田村原二丁目17番地5	田島 圭子	令和 2 年 12 月 31 日	居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護

北薩地域振興局告示第 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 3 年 1 月 19 日

北薩地域振興局長 伊村秀己

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
社会福祉法人恩賜財団済生会川内病院	薩摩川内市原田町2番46号	社会福祉法人恩賜財団済生会支部鹿児島県済生会	鹿児島市武岡五丁目51番10号	吉田 紀子	令和 3 年 1 月 1 日	短期入所

大隅地域振興局告示第 2 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 3 年 1 月 19 日

大隅地域振興局長 松蘭英昭

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
KAGIROI	鹿屋市笠之原町 1943-1	株式会社EMI T	岐阜市長住町五丁目2番地2	吉田 富子	令和 3 年 1 月 1 日	就労継続支援B型

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第10号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 3 年 1 月 19 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P 戦国コレクションLU	株式会社コナミアミューズメント	0P1313

ぱちんこ遊技機	P 戦国恋姫 Vチャージver J C C	株式会社 J F J	0P1382
ぱちんこ遊技機	P ギンパラ夢幻カーニバルH C A	株式会社サンスリー	0P0969
ぱちんこ遊技機	P 大工の源さん超韋駄天Y B B	株式会社三洋物産	0P1268
ぱちんこ遊技機	P D D 北斗の拳 2 S 5 D	株式会社高尾	0P1436
ぱちんこ遊技機	P 北斗の拳 8 救世主 S F B	サミー株式会社	0P1121
ぱちんこ遊技機	P バーストエンジェル 3 L 2 W 1 9 9	豊丸産業株式会社	0P1259
ぱちんこ遊技機	P 銀河鉄道 9 9 9 2 9 Y U 1 Y	株式会社アムテックス	0P1340
回胴式遊技機	S アイドルマスター G	株式会社ビスティ	0S1650
回胴式遊技機	S ライライエイサー C X - 3 0	株式会社オーイズミ	0S1186

警 察 本 部 告 示

鹿児島県警察本部告示第 1 号

鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条第 1 項の規定により、簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報を次のように定めた。

令和 3 年 1 月 19 日

鹿児島県警察本部長 鈴木敏夫

開示申出をすることができる個人情報の内容		開示申出をすることができる期間	開示申出をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容		
鹿児島県警察官（サイバー犯罪特別捜査官）採用試験	総合得点，総合順位及び種目別得点	合格発表の日から起算して 1 月間	鹿児島県警察本部